

議員提出議案第6号

琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱の廃止を
求める決議

上記の議案を別紙のとおり、琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第
2項の規定により提出し、本会議の議決を求める。

平成31年 3月22日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	高 塚	勝
賛成者	同	青 亀	壽 宏
	同	大 平	高 志
	同	押 本	昌 幸
	同	角 勝	計 介

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱の廃止を求める決議

固定資産税の旧同和地区住民に限定する減免は、議会の議決を必要としない「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」（以下、減免要綱という。）で行われている。

昨年からこの問題が議会で議論が重ねられ、その反映として「減免要綱」は平成31年3月1日に改定されたが、改定の内容は主に2点となっている。

そのひとつは、「目的」の部分が旧同和対策特別措置法、それを引き継いだ旧地域改善特別措置法の第1条「目的」に記述の文言を削除し、理念法である「部落差別の解消に関する法律」と、目的を終え失効した「地域改善特別措置法」を根拠とするものになっており、実質的には変更したとはいえない。

今ひとつは、「申請手続き」の項で「生活相談員の確認」を削除したものである。

実際、昨今では、この減免の申請件数や減免額も減少傾向であり、中には既得権の行使でなく、納税の意思をはっきり持って税を納めている人もいる。

貧富の格差が広がる中で、生活費に食い込む税の減免措置の必要性は認めるが、特定の地区を限定したものでなく、一般施策として行われるべきものである。

よって、「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」は根拠のないものになっており、廃止されるべきである。

以上決議する。

平成31年3月22日

鳥取県東伯郡琴浦町議会